2月3日	14836	佐々木達也
2月3日	14850	喜多　弘行
2月3日	14875	堀　美香
2月3日	14881	影井　慶大
2月3日	14914	和泉　恭子
2月3日	14918	池村　正幸
2月3日	14932	井川　浩文
2月3日	14959	斎藤　俊平
2月3日	14974	西村　直也
2月3日	14976	京村　順二
2月3日	14977	田澤　伸也
2月3日	15064	山口　満久
2月3日	15120	植田　吉伸
2月3日	15136	柴　大介
2月3日	15215	古井かや子
2月3日	15331	河口　伸子
2月3日	15383	木村　直樹
2月3日	15395	崎浜　丈誠
2月3日	15402	田中　聡
2月3日	15440	前島　大吾
2月3日	15447	新庄　孝
2月3日	15449	藤井　康輔
2月3日	15464	佐藤　隆
2月3日	15483	岩田　諭
2月3日	15507	武藤　俊介
2月3日	15566	植村　英美
2月3日	15569	福田　広孝
2月3日	15571	村上　尚
2月3日	15631	田川　昌宏
2月3日	15646	桑城　伸語
2月3日	15714	伊藤　基道
2月3日	15732	伊藤　太一
2月3日	15751	鶴崎　宗雄
2月3日	15796	管田　洋明
2月3日	15799	尾島　和行
2月3日	15848	石原　俊秀
2月3日	15867	菅原　峻一
2月3日	15871	岩瀬眞紀子
2月3日	15917	榛葉　貴宏
2月3日	15935	前原　久美

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けている弁理士総数　2,341名

（平成22年２月３日現在）

平成22年２月22日　日本弁理士会

型式住宅部分等製造者の認証に関する公示

財団法人日本建築センター公示第品製74号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第33条第1項の規定により型式住宅部分等製造者の認証を行ったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年2月22日

財団法人日本建築センター
理事長　立石　真

平成12年建設省告示第1656号第2号に掲げる規格化された型式の住宅

（認証年月日：平成21年10月8日）

パナホーム株式会社（大阪府豊中市新千里西町１－１－４）

耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）－等級３

P0102010302Ab1790109、P0102010302Ab1790185
P0102010302Ab1790189、P0102010302Ab1790302
P0102010302Ab1790303、P0102010302Ab1790304
P0102010302Ab1790305、P0102010302Ab1790306

耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）－等級２

P0102010202Ab1800302、P0102010202Ab1800303
P0102010202Ab1800304、P0102010202Ab1800305
P0102010202Ab1800306

耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）－等級１

P0102010102Ab1930102、P0102010102Ab1930103
P0102010102Ab1930104、P0102010102Ab1930105
P0102010102Ab1930106、P0102010102Ab1930109
P0102010102Ab1930185、P0102010102Ab1930189

耐震等級（構造躯体の損傷防止）－等級３

P0102020302Ab1790109、P0102020302Ab1790185
P0102020302Ab1790189、P0102020302Ab1790302
P0102020302Ab1790303、P0102020302Ab1790304
P0102020302Ab1790305、P0102020302Ab1790306

耐震等級（構造躯体の損傷防止）－等級２

P0102020202Ab1800302、P0102020202Ab1800303
P0102020202Ab1800304、P0102020202Ab1800305
P0102020202Ab1800306

耐震等級（構造躯体の損傷防止）－等級１

P0102020102Ab1930102、P0102020102Ab1930103
P0102020102Ab1930104、P0102020102Ab1930105
P0102020102Ab1930106、P0102020102Ab1930109
P0102020102Ab1930185、P0102020102Ab1930189

耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）－等級２

P0102030202Ab1790109、P0102030202Ab1790185
P0102030202Ab1790189、P0102030202Ab1790302
P0102030202Ab1790303、P0102030202Ab1790304
P0102030202Ab1790305、P0102030202Ab1790306
P0102030202Ab1800302、P0102030202Ab1800303
P0102030202Ab1800304、P0102030202Ab1800305
P0102030202Ab1800306

耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）－等級１

P0102030102Ab1930102、P0102030102Ab1930103
P0102030102Ab1930104、P0102030102Ab1930105
P0102030102Ab1930106、P0102030102Ab1930109
P0102030102Ab1930185、P0102030102Ab1930189

健康保険法第47条第２号に規定する全国健康保険協会が管掌する健康保険の標準報酬月額に関する公告

健康保険法（大正11年法律第70号）第47条第２号に規定する全国健康保険協会が管掌する健康保険の平成21年９月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額を280,000円と定め、平成22年４月１日から適用する。

平成22年２月22日

全国健康保険協会理事長　小林　剛

船員保険法第23条第２号に規定する船員保険の標準報酬月額に関する公告

船員保険法（昭和14年法律第73号）第23条第２号に規定する船員保険の平成21年９月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額を410,000円と定め、平成22年４月１日から適用する。

平成22年２月22日

全国健康保険協会理事長　小林　剛

全国健康保険協会定款の一部変更について

全国健康保険協会定款の一部を次のとおり変更する。

平成22年２月12日　全国健康保険協会理事長　小林　剛

別表２を次のように改める。

別表２（第37条及び第39条関係）

都道府県	一般保険料率	特定保険料率	基本保険料率
北海道	9.42%	3.50%	5.92%
青森県	9.35%	3.50%	5.85%
岩手県	9.32%	3.50%	5.82%
宮城県	9.34%	3.50%	5.84%
秋田県	9.37%	3.50%	5.87%
山形県	9.30%	3.50%	5.80%
福島県	9.33%	3.50%	5.83%
茨城県	9.30%	3.50%	5.80%
栃木県	9.32%	3.50%	5.82%
群馬県	9.31%	3.50%	5.81%
埼玉県	9.30%	3.50%	5.80%
千葉県	9.31%	3.50%	5.81%